企画競争実施の公示

平成２２年４月２１日
　　分任支出負担行為担当官
　　湯沢砂防事務所長　萬徳　昌昭

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．業務概要
（１）業務名
　　平成２２年度不動産鑑定評価業務
（２）業務内容
　　湯沢砂防事務所が用地買収等のために必要となる（４）に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む。）の作成並びにこれらに付随する諸業務。
（３）履行期間　　契約締結の翌日から平成２３年３月２５日
（４）評価対象地域
　　依頼する業務の評価対象地域は、次に掲げる地域区分を予定している。
　　新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、北魚沼郡、南魚沼郡及び中魚沼郡並びに長野県下高井郡及び下水内郡の宅地地域、農地地域、林地地域

２．企画競争参加資格要件
　参加資格を有するのは、以下の要件を満たしている者（単体企業）とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
（２）企画提案書の提出時において、平成２２・２３・２４年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
（３）有資格者が「会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
　　ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
　　イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
　　ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
（４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
（５）企画提案書の提出期限の日から契約締結の時までの期間に北陸地方整備局長から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間がないこと。
（６）不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
（７）北陸地方整備局管内の新潟県内又は長野県内に本店、支店又は営業所等が存すること。
（８）平成１２年度以降（１０年間）に１件以上の不動産の鑑定評価の実績を有すること。
（９）本業務を受注した者は、本業務の履行期間中、当事務所が発注する本業務の評価対象地域に係る「補償コンサルタント登録規程」（昭和５９年９月２１日建設省告示第１３４１号。以下「登録規程」という。）別表に掲げる土地評価部門業務の入札に参加し、又は受注することはできない。
　　また、本業務の履行期間中に、当事務所が発注する本業務の評価対象地域に係る登録規程別表に掲げる土地評価部門業務の履行期間の終期がある業務を受注している場合は、本業務を受注することはできない。

３．特定するための評価基準
（１）地価公示標準地の評価等に関する実績
（２）地価調査基準地の評価等に関する実績
（３）鑑定評価実績
　　公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価の実績等
（４）業務実施方針

評価対象地域における地域動向、適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定評価手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施等

４．手続等

（１）担当部局

〒９４９－６１０２　新潟県南魚沼郡湯沢町神立２３

北陸地方整備局湯沢砂防事務所総務課専門職

電　話：０２５－７８４－２２６３（代表）内線２２４

ＦＡＸ：０２５－７８４－１７２９

電子メール：susa-e84hq@hrr.mlit.go.jp

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で書面での交付を行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め（１）担当部局に事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を（１）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、（１）にその旨連絡すること。

①郵送の場合：（１）に申し出ること。

②窓口での交付：平成２２年４月２１日から平成２２年５月７日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで。なお、説明書の交付を希望する場合は、予め（１）まで事前連絡を行うこと。

（３）企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成２２年５月７日　１６時００分

提出場所：（１）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによること。

（４）説明会の日時及び場所等

実施しない

（５）企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

実施しない

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口　４．（１）に同じ。

（３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

（４）企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

（５）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

（６）特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（７）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

（８）その他の詳細は説明書による。